

## 総合センター 使用料減免基準(案)

| 使用料                     | 対 象  | 理由・説明                                     |
|-------------------------|--|---|
| 対象外                     | 総合センター(指定管理者)主催の事業 (委託料に含む)                | 指定管理者が、総合センターの設置目的に基づき企画・実施する事業           |
|                         | ・定例・短期講座                                   |   |
|                         | ・各種講演会、研修会                                 |   |
|                         | ・青少年、高齢者居場所事業                              |   |
|                         | ・その他主催事業                                   |   |
|                         |  |   |
|                         | 連携事業 (一部委託料に含む)                            | 連携とは、共催、後援等関与形態は様々であっても、発言権の              |
|                         | ・ _____地域人権教育啓発促進委員会関連事業及び会議等              | ある関与ができること                                |
|                         | ・ _____地区人権啓発推進委員会関連事業及び会議等                | 連携する判断基準                                  |
|                         | ・ 実行委員会主催等各種連携事業及び会議等(夏まつり、文化祭等)           | 1人権啓発に資すること                               |
|                         | ・ 人権啓発に関する事業(学習会、研修、講演会等)                  | 2地域交流に資すること                               |
|                         | ・ 地域文化・歴史の継承に関する事業及び会議                     | 3地域コミュニティ活性化に資すること                        |
|                         | ・ 人権文化の息づくまちづくりに関する事業及び会議                  | 4地域貢献、地域資源の活性化に資すること                      |
|                         | ・ 地域「コミュニティづくり協議会」(平成13年12月同和対策審議会答申に言う)事業 |   |
| 貸館対象外の部屋の個人利用及び幼児等の保育場所 |  |   |
| ・ 図書室、学習室、ロビー等          |  |   |
| 5割減免                    | 登録グループ(現、目的内)                              | 登録に際し、目的・事業概要を示し、それが、上記判断基準のいずれかを満たしていること |
|                         | 地域団体単独の事業、会議等                              |   |
|                         | (社協、自治会、支部、民生委員等)                          |   |
|                         | 行政主催の会議、説明会、講演会等(地域住民～市民対象のもの)             |   |
| 減免なし                    | 上記以外の利用                                    | 地域団体及び登録グループであっても地域交流に資する利用目的でなければ減免なし    |
|                         | 現、目的外使用の団体等の利用                             |   |
| 1.5倍                    | 市外の人利用                                     | H25.7.1条例改正による。                           |